



つんとつむし



【子どもセンター てんぼ事務局】
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-6 新横浜法律事務所内
TEL:045-473-1959 FAX:045-477-5822

「養護相談」を考える

副理事長 松原康雄

日常的に、「虐待」という言葉を耳にする機会が多い。しかし、児童相談所における統計では、「虐待」が「養護相談」の内数としてカウントされていることを知っている人はあまり多くないと思われる。統計的な数値を確かめてみよう。平成18年度では、「養護相談」は全体で78,698件であった。同年度の「虐待相談」は37,323件であり、「虐待相談」は「養護相談」の半分に満たないことがわかる。

では、「虐待」相談以外の「養護相談」とは何なのであろうか、この点を考えていくことによって、子育て、子どもの状況について新たな視野が提供される。厚生労働省による『児童相談所運営指針』では、「養護相談」は、「家庭環境の評価が相当の比重をもつことが考えられ、保護者のいない場合、棄児の場合、離婚の場合、両親の病気の場合、虐待・放任の場合等」があるとされている。これを現場実践的に置き換えてみよう。「虐待・放任」以外には、交通事故による養育者の死亡や離婚によって養育の担い手が家庭のなかに存在しなくなったこと、一方の長期入院によって、子どもを養育する力が低下した、経済的困窮、DV被害者等を理由とした養育に関する相談などがあげられる。これらは子どもにとってどのような状況を意味しているか考えてみよう。交通事故を除いては、それぞれの状況は突然もたらされたのではない。これらの理由が発生して「相談」に至る期間には、子どもの成長発達にとって重大な支障が存在した可能性が大きい。DV被害については、まさに子どもにとっては心理的虐待状態にはかならない。こう考えてくると、「養護相談」についてももう一度見直してみる必要性が明らかになってくるはずである。許された字数のなかでは、これ以上、内容的な吟味はできないが、「虐待」は把握された数値以上であるかもしれないというデータをわれわれがすでに持っていることは記述しておきたい。

「虐待」相談に分類されていないと、児童相談所でも親子再統合について慎重な検討がなされないことがある。そのことが要因の一部となって、家庭引き取り後の虐待死亡事例も発生している。また、「養護相談」の多くは、親子分離をとまわず、地域で子育てが継続されている事例が多い。では、これを支える「支援」が地域の中に存在するのか、地方自治体で対応した約26万件の相談とその内約4万6千件の「虐待相談」に分類されなかった相談内容についても改めて吟味することが現在必要である。

開所から1年を振りかえって～笑いあり、涙あり

スタッフ 百瀬圭吾



毎朝通勤するバスの窓から、チューリップが咲いている風景が春を感じさせます。昨年4月に一人目の滞在児を迎えてから1年が過ぎようとしているのだと実感します。1年間勤務させていただいた経験の中から、いくつかのエピソードを皆様にご紹介させていただきます。

まず、てんぼにやってきた子どもたちは本当によく食べます。白飯は多いときでは一日八合を炊きます。正月にお餅を一度に十個食べた子もいます。その反面、ひどい偏食のある子もいました。食べたことのある食べ物以外は手を付けようとしません。これは偏食というよりも、それまでの生活の中で「食事をする」という機会に恵まれなかったからではないかと思います。だからてんぼでは、食事を作ることと食事をすることをとても大切にしています。



また、子どもたちの中には、暴力や圧迫された生活環境から逃げてくる子がほとんどです。てんぼに来てから気持ちが解放され、安定するどころか、うつ症状になったり、不眠をうったえたり、精神疾患が出てくる場合もあります。にこにこしていたかと思うと急に怒り出したり、色々な思いが錯綜する中で門限を守らずふらふらしていたり、それまでの経験がフラッシュバックして、てんぼにいる大人に怒りやむずかしい感情をぶつ

けてきたり・・・などの状態の子には対応を戸惑うことが多々ありました。彼ら・彼女らはここにきてやっと安心して自分と向き合える場、心が緩み悩める場を得ていたのだ、と今は思い返しています。

てんぼに来るまでに、様々な性的被害を受けてきた子もいます。そういう話題がてんぼの中では結構飛び出します。もちろん安心しているからそういう話題が出てくるわけですが、避妊のことや性感染症のことをほとんど知らぬまま、性的被害にあっているのです。

一年を振り返り、受け入れた10名で、すでに8名は退所しそれぞれの道を歩み始めています。退所したすべての子が安定して順調に生活しているわけではありませんし、てんぼは子どもたちにとって必ずしも来てよかったと思える場ではなかったかもしれません。それでも、ないよりはあった方がいい。その思いで、スタッフとして一年活動を継続することができました。



「子どもセンター てんぼ」を利用して ～福祉事務所から～

子どもセンター てんぼと関わったのは、被虐待児の保護がきっかけであった。被虐待児の保護は、一般的には児童相談所が中心となり、各福祉機関が連携して行われるが、このケースの場合、事情があり高校を一学年ダブったため、保護されたときには19歳になっており、通常の児童福祉法の範囲での対応が難しかったのである。結局、児童相談所は関わらず、福祉事務所がケースを担当することとなった。子どもセンター てんぼから他の保護施設に移ったあとも、子ども担当弁護士の方々には様々なご支援をいただき、転校し、無事高校卒業までこぎつけることができた。

このケースを通じて痛感したのは、被虐待児の心のケアの重要性と困難性である。被虐待児はPTSDであることが多く、支援者は健全に育成された児童にはない関わりの難しさに直面することとなる。これを乗り越えながら被虐待児を支援・保護するには、法律的なことはもちろん、心理的・医学的な観点からの措置が欠かせない。また、関わる機関同士のきめこまかい情報交換・情報共有が必要である。

社会がますます複雑となり、現行法での対応が困難な、いわゆる「グレーゾーン」で救いを求めてくる子どもたちにとって、子どもセンター てんぼの役割は、ますます期待されてくると考える。(某福祉事務所職員)

子どもの家から

てんぼ開設よりあっという間に1年が過ぎた。本当にあっという間だった。開設1年目は合計10名の子どもがてんぼに滞在した。滞在期間は概ね2ヶ月程度となっ
てはいるが、昨年度から現在も滞在が続いている2名を除いた8名については、3ヶ月未満の滞
在者が4名、5ヶ月以上の滞在が1名あったなど、シェルターからの移動先がなかなか見つからず滞在が長期化する傾向がある。これは、子どものための(ハイティーンが利用できる)シェルターもまだまだ少ないが、社会全体の活用できる資源が圧倒的に乏しいことを明らかに示していると痛感する。

滞在が長くなれば、いつまでも「良い子」を演じることも難しく、それぞれの本来の姿が見えてくる。生活習慣も異なる者同士が共同

生活をすることは簡単であるわけがなく、軋轢が生まれることも少なくない。しかし、個人個人で人間関係に悩み、相談をうけることはあっても、この1年間で口論は勿論、喧嘩になった場面がないことを思うと、彼女ら・彼らの環境適応能力は非常に高いと驚かされる。同時に、そんなに無理をしなくてもいいのだと感じることも日々少なくない。

退所していった子どもたちの退所先も退所の仕方も様々であった。高校の卒業証書を持ち帰り「西岡さん、見て。」と言われた時には、本当は両親に見せたかったのだろうなど切なくなった。そして、制服からスーツに着替えて就職して行った彼女は大人びて見えた。

これからもまた新しい子どもたちがやってくる。彼女たち・彼たちが少しでも気持ちよく滞在できるように、シェルター内の改装などはまだまだ続いていく。(西岡千恵子)

ご支援ありがとうございます。

子どもセンターてんぼの設立・運営にあたり、多くの企業及び個人の皆様から、ご寄付および助成金等の金員及び物品のご支援をいただいています。改めまして、ここに御礼申し上げます。

おかげさまで、4月10日現在の会員数は、正会員179名、賛助会員129名となりました。そして、今年度も以下の助成金等をいただけることが決定しました。

(財)SBI子ども希望財団	200万円
協働事業負担金(神奈川県)	1000万円
ふれあい助成金(横浜市)	100万円

てんぼでは、金銭だけでなく子ども達の生活に必要な物品のご寄付をお願いしています。ご寄付いただける場合には、事前に事務局までご一報ください。

さらに、宿泊ボランティア、日中ボランティアについても、常時募集しています。詳細は、HPを参照していただくか、事務局までお問い合わせ下さい。

今後とも皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

《ご協力のお願い》

てんぼは、すべて会員の入会金・年会費とご寄付等で運営しています。皆様のご入会とご寄付をお願いします。

正会員 入会金5,000円、年会費5,000円

賛助会員 入会金3,000円、年会費3,000円(1口)

寄付 金額の多少に関わらず、大歓迎です

【振込口座】

- ・三菱東京UFJ銀行 新横浜支店
普通預金口座 口座番号 0350513
「特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ
理事 影山秀人」
- ・日本郵政公社
口座記号番号 00260-8-133408
特定非営利活動法人子どもセンター てんぼ

【編集後記】

若葉が美しい季節となりました。

皆様からのご支援の下、お陰様で子どもセンターてんぼは1年を迎えることができました。この1年間で多くの子どもたちがてんぼで生活し、巣立っていきました。改めて、シェルターの必要性を痛感しているところです。

てんぼも2年目を迎え、子どもたちの成長に負けないよう、多くの皆様と一緒にてんぼを成長させることができたら嬉しいです。

この「てんとうむし」を通じて、少しでもてんぼの実体をお伝えすることができたらと思っています。「てんとうむし」に取り上げて欲しい題材等がありましたら、てんぼ事務局までご連絡下さい。

【定時総会・イベントのお知らせ】

NPO法人子どもセンターてんぼは、第2回定期総会及び1周年記念イベントを下記の要領にて行います。皆様の参加をお待ちしております。

日時：5月24日(土)
午後1時～(定時総会)
2時～(イベント)

場所：教育文化ホール

「てんとうむし」は特定非営利活動法人子どもセンターてんぼ事務局が、責任を持って編集・発行しております。本誌に関するご意見等ございましたら、下記までご連絡頂きますようお願い申し上げます。(無断転載はご遠慮下さい。)

【子どもセンター てんぼ事務局】

〒222-0033

横浜市港北区新横浜2-4-6

新横浜法律事務所内

TEL：045-473-1959

FAX：045-477-5822

E-mail：tempo@shinyokohama-law.com

ホームページ：http://www3.plala.or.jp/tempo/

2008年5月9日発行